

■三重まるごと自然体験

自然体験のインストラクター養成、受入組織の運営など、あなたが選んだ研修会への参加を支援！

研修参加支援事業補助金制度のご案内

制度の概要

三重県が誇る海・山・川の豊かな自然を活用した集客交流地域活性化に取り組むうえで、県内で実施される「自然体験プログラム」を魅力的かつ安全なものへ磨き上げ、県内外からの集客力向上を実現できる人材の育成を目的とします。

このため、自然体験に関わる実践者や受入団体の運営に携わる方が、高度な技術力や企画力、安全管理の能力等を習得する研修会等に参加する経費を、予算の範囲内で支援します。

補助要件

【対象研修】対象とする研修は、国内で令和6年2月末日までに開催され、参加者を公募する研修会等で、自然体験プログラムの集客力や安全性の向上に資するものとします。ただし、三重県が主催する研修会等を除きます。

【補助対象者】

- ① 三重県内で、自然体験プログラムの実践や集客交流に取り組む方（法人、団体又は個人）。
- ② 研修参加後も県内で自然体験プログラムの実践等を行うとともに、三重県が主催する自然体験に係る研修会等において、成果報告をできる方。
- ③ 研修参加に関して、他の公的機関等からの補助を活用していないこと。

【参加回数】研修会への参加補助は同一申請者につき、参加者は当該年度2名まで、同一申請者からの申請は、当該年度1回までとします。また、過去に3回、三重まるごと自然体験研修参加支援事業による参加支援を受けた方は対象外とします。

補助内容

【受講費等】受講料、研修会指定の資料代について、8万円を上限に三重県が補助します。補助金の支払いは、研修終了後、申請者からの報告書を審査した後になりますのでご了承ください。また、研修への申込みは県からの交付決定通知後、各自で行ってください。

【その他】旅費・飲食費等その他必要な経費は、申請者の負担とします。また、自己都合により参加をキャンセルした場合にかかるキャンセル料等は、申込者の負担といたします。

申込方法

- ① 参加を希望する研修会等を選定し、補助金交付申請書（第1号様式）及び三重まるごと自然体験研修参加支援事業研修計画書（第52様式）に記入のうえ、三重県農山漁村づくり課へ申し込んでください（開催チラシのコピー等、研修の概要がわかる資料を添付してください）。
- ② 三重県農山漁村づくり課にて書類審査のうえ、補助金交付の可否を判断し、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書を送付します（交付の決定は申込締切後1ヶ月程度要します）。1次締切後、予算に余裕がある場合は2次募集を行います。また、2次締切後でも予算に余裕がある場合は、随時受け付けします。
- ③ 受講後14日以内に、事業実績報告書（第6号様式）及び三重まるごと自然体験研修参加支援事業報告書（第53号様式）を下記へ提出してください。

お問合せ・お申込み先 申込締切【10月18日（水）】

〒514-8570 三重県 農林水産部 農山漁村づくり課

電話 059-224-2518、FAX 059-224-3153、E-mail: nozukuri@pref.mie.lg.jp

「三重まるごと自然体験」 <https://www.taiken.pref.mie.lg.jp/>